

入院前薬剤関連情報提供書 Q&A

広島県病院薬剤師会 地域医療連携支援検討委員会

2024年3月11日作成

【薬局関連】

○入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》(様式2)はどこから入手できますか。

会員であればだれでも広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会のホームページから様式をダウンロードできます。

○入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》(様式2)として医療機関に伝えることに患者から同意を得る必要がありますか。

通常は薬局内に掲示されている個人情報の利用範囲には「病院との連携」が含まれており、個別の同意は必要がありません。掲示を行っていない場合には適切に掲示を行ってください。あらかじめ情報提供を拒否する申し出があった方の場合は、情報提供は行えません(医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 2017年4月14日、ならびにガイダンスに関するQ&A(事例集)をご参照ください)。

○入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》(様式2)全ての項目を記載する必要がありますか。

出来る限り確認を行い、把握出来た内容を記載してください。「4.現在使用中の薬剤」への記載は、手帳用シールの貼付や、内容がわかる書類の添付でも構いません。

○現在使用中の薬剤はどの内容まで記載すればいいですか。

患者もしくはその家族等への聞き取り等により、患者が使用中の薬剤について可能な限り一元的に把握し、他の薬局で調剤された薬剤、医療機関で院内投薬された薬剤を含めて記載してください(点眼薬・外用薬等を含む)。

○お薬手帳など他の資料もFAXしてよいですか。

入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》(様式2)のほかに、お薬手帳や薬剤情報提供書等の添付資料がある場合は、添付資料有りの欄にチェックして、FAXしてください。

○入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》(様式2)は、いつ提出すればよいですか。

早すぎる情報は、入院までに使用薬剤が変更となる可能性がありますので、原則、**入院予定日2週間～5日前を目安に確認した情報**を記載し、FAX送信をお願いします。入院予定日5日前を過ぎて送信する場合は、病院に電話でご一報ください。

○患者より入院する旨を聴取しました。医療機関からの提出依頼はありませんが、入院前薬剤関連情報提供書を提出してもよいでしょうか？

医療機関からの依頼がない場合でも、入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》（様式2）を提出いただいて構いません。送付は「広島県版トレーシングレポート」の流れを活用して行うこととしておりますので、広島県病院薬剤師会ホームページの「トレーシングレポート参加病院一覧」をご確認いただき、**FAXにて提出ください。**FAX番号が掲載されていない病院への情報提供については、各病院の薬剤部門へ直接問い合わせしてください。

（※下線部分の対応は、以後、当委員会の運用の対象外となります）

○入院が決定した患者に対する服薬情報等提供料3の算定はどういった場合にできますか。

医療機関より、入院を予定している患者の服薬情報の提供依頼があった場合に、入院前薬剤関連情報提供依頼書《広島県版》（様式1）などを活用して、医療機関に情報提供を行った場合に算定出来ます（詳細は調剤報酬点数表をご確認ください）。

【医療機関関連】

○入院前薬剤関連情報提供を依頼する際、自施設独自の様式を既に作成しています。どうしたらよいですか。

入院前薬剤関連情報提供依頼書《広島県版》（様式1）を活用いただくことを推奨していますが、電子カルテに組み込んでいる等、様式1の活用が困難な場合は、施設独自の様式を使用いただき、返信には提出様式として『入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》』（様式2）を活用いただくことを推奨します。

○入院前薬剤関連情報提供に加えて、服用薬整理を依頼したい場合は、どうしたらよいですか。

入院前薬剤関連情報提供依頼書《広島県版》（様式1）の備考・特記事項欄に、依頼内容を記載してください。手術が予定された患者において術前中止薬がある等の必要な情報に関しても、備考・特記事項欄への記載をお願いします。

（※厚生労働省保険局医療課より、服薬情報等提供料3について「必要に応じて当該患者が保険薬局に持参した服用薬の整理を行う」とあるが、服用薬の整理の要否については、薬剤師の判断によるという理解でよい。→（答）そのとおり。ただし、当該患者が保険薬局に持参した服用薬の現品を確認した上で判断すること。との疑義解釈が出ています。服用薬整理の依頼を行う場合は、患者の普段の薬剤管理方法に応じた依頼をお願いします。）

○入院前薬剤関連情報提供書の返信はどうしたらよいですか。

薬局から届いた入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》（様式2）の返信欄に記載し、**FAX**にて返信してください。**FAX**用紙を再度**FAX**するため、受取薬局の視認性に問題がないか用紙を確認してください。

※ 退院時には別途「薬剤管理サマリー」（日本病院薬剤師会作成）等を用いて、退院時の情報を薬局へ提供することを推奨します。

○届いた入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》(様式2)は、どのように取り扱えばよいですか。

各医療機関で運用の取り決めを行い、関連部署へも情報を伝達するなど有効に活用してください。なお入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》(様式2)は、最低5年間は施設によって保管してください。

○入院前薬剤関連情報提供を依頼する際、患者から同意を得る必要がありますか。

患者が入院前薬剤関連情報提供依頼書《広島県版》(様式1)を薬局へ持参する場合は同意を得ていることが明らかですが、FAXで薬局に送信する場合は、医療機関内に『医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ることがある』旨の掲示を行い、周知を図ってください(医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 2017年4月14日、ならびにガイダンスに関するQ&A(事例集)参照)。

薬局に伝えることを拒否する申し出があった場合は、入院前薬剤関連情報提供依頼書《広島県版》(様式1)は提出しないでください。

○複数の薬局にかかられている患者の場合、どの薬局に情報提供を依頼したらよいですか。

利用している薬局を患者に確認いただき、その薬局に対して依頼を行います。複数の薬局にかかられているケースでも、「かかりつけ薬剤師」がいる場合は、薬剤関連情報服薬情報の一元管理を行っているので、「かかりつけ薬剤師」へご確認ください。「かかりつけ薬剤師」については薬局でお薬手帳に記載することとなっていますので、その記載についてもご確認ください。

【薬局・医療機関共通】

○患者へ入院前薬剤関連情報提供書の開示義務はありますか。

入院前薬剤関連情報提供書は、患者への情報提供を目的とするものではなく、医療機関同士が情報を提供しあう際に使用するものです。しかし原則的には患者に情報公開されるものであり、患者から開示請求があれば正当な理由がなければ開示を拒否することはできません(個人情報保護法第25条、施行令第6条)。したがって記載に当たっては患者や診療内容等を評価するような表現(例:コミュニケーション難あり)は避けるなどの配慮が必要です。

以上